

## 市民参加・森林環境ガバナンス論の射程 —森林ボランティアの役割を中心として—

山本信次<sup>\*,†</sup>

<sup>\*</sup>岩手大学農学部

### Theoretical Perspectives of Public Participation and Forest Environmental Governance: Focusing on the Role of Forestry Volunteer

YAMAMOTO Shinji<sup>\*,†</sup>

<sup>\*</sup>Faculty of Agriculture, Iwate University, Morioka, Japan

複雑化する環境問題の解決のために多様な主体の協働に基づく、新しいガバナンスの構築が求められている。森林環境ガバナンスの構築には市民社会が重要な役割を果たし、森林ボランティアはその具体的活動例であるといえる。日本の森林は伝統的に農村地域コミュニティによって保全されてきた。しかし、現在の森林ボランティアは都市住民が森林保全作業へ参加する活動としてはじまり、国産木材の利用増加に向けた運動や政策提言へと展開しているところに特徴がある。森林ボランティアの数は近年、劇的に増加をみせると同時に、コミュニティからナショナルレベルの範囲において他の主体とのネットワークを形成している。森林ボランティアの活動は、都市と農山村を結ぶ「新しいコモンズ」の形成のために不可欠な活動であるといえよう。

キーワード：森林ボランティア，協働，市民社会，都市と農山村，ガバナンス

The solutions to increasingly complex environmental problems necessitate new governance based on the cooperation of diverse actors. The role of civil society in creating new forest governance is important, and forestry volunteering is a specific example of the kind of action required. Japanese forests have traditionally been preserved by agricultural communities. However, the current forestry volunteer activities were started by residents in cities through their participation in forestry preservation work and are characterized by the volunteers' efforts in promoting the use of domestic wood and in making political suggestions. The number of forestry volunteers has increased dramatically in recent years, and have formed networks with other actors from the community to the national level. It is essential that the work of these forestry volunteers help form a "New Commons" connecting cities and rural villages.

Key words: forestry volunteer, collaboration, civil society, cities and rural villages, governance

## I 森林環境ガバナンス形成と市民参加

### 1 森林・林業分野におけるガバナンス構築の現状

現代における環境問題は発生メカニズムや空間スケール、関連する主体などが複雑化・多様化しており、その解決には多様な主体と関連施策の連携といった新しいガバナンスの形成が求められている。これまでは政府による統治を中心に、法に基づいて構成員に指令や統制ができる合法化された権力による上からの統制が基本であった。これに対して現代的なガバナンスとは「人間の作る社会的集団における進路の決定、秩序の維持、異なる意見や利害対立の調整の仕組みお

よびプロセス」とされ、とりわけ環境問題に対処するための「環境ガバナンス」は「上（政府）からの統治と下（市民社会）からの自治を統合し、持続可能な社会の構築に向け、関係する主体がその多様性と多元性を生かしながら積極的に関与し、問題を解決するプロセス」とされている<sup>(1)</sup>。森林・林業分野においても、林業活動を行っていけば良好な森林管理が達成されるという「予定調和論」に基づき、上からの指導と林業関係者のみを主体としてきた政策展開が行き詰まり、従来型のパラダイムの転換、すなわち多様な主体とりわけ下（市民や農山村地域住民）からの参加・協働・分権に基づく新たな森林管理体制・「森林環境ガバナンス」の創出が必要と考えられる。

これまでも上から、ガバナンス形成に資するような

<sup>†</sup>連絡先 E-mail : shinjiy@iwate-u.ac.jp

施策がなかった訳ではない。1つには1991年の「森林の流域管理システム」である。林野庁によれば同システムは「1つは森林の管理を流域を基本的単位として上流地域と下流地域の関係を意識して行おうというものです。この考え方により、下流地域の人たちの森林に対する期待を具体的な形で上流地域の森林の整備に反映させることができます。一中略—そして、下流の都市住民からは森林の整備に対する資金的な支援や参加をしてもらおうといったことが考えられます。2つ目の特徴は、流域ごとに、民有林、国有林を問わず森林所有者が1つにまとまることによって、スケールメリットを出そうという点です。一中略—このようなことを通じて、国民の多様なニーズに応える森林の整備水準の向上、林業生産性の向上、地域材の安定供給などを目指しています。」<sup>42)</sup>とされ、森林管理を物質循環の単位としての流域とすることで総合的に行うことや下流域都市住民の参加を得ようとするなどがバナンス構築につながりうる取り組みであった。しかしながら同制度は、下流域都市住民の意向を反映した公益的機能に配慮した森林整備と木材流通の効率化を2枚看板としつつも、実際には後者に重点が偏りがちであったことから、市民・下流域都市住民を巻き込む仕組みになりえず、また実質的に目指された木材生産の効率化も一部を除いて成功しているとはいいがたい。2つには、1998年の森林法の一部改正により基礎自治体を計画主体とする市町村森林整備計画策定の義務づけや2001年の森林・林業基本法の制定に伴う森林の機能別ゾーニングの実施等は、森林にかかわる意思決定の分権化や「予定調和論」からの脱却の方向性を感じさせるものであった。しかしながら、現実には市民参加はほとんど機能せず、基礎自治体における専門家の不在も相まって、上からの指導と配布された記載例に基づいて数値を代入することによる市町村森林計画策定の実態を柿澤宏昭が指摘している<sup>43)</sup>。以上のように「上から」の森林環境ガバナンス構築に向けた動きは成功しているとはいいがたい状況にある。

こうした上からの取り組みに対して森林・林業分野における市民社会からの取り組みは、森林の消失や荒廃に反対・抗議する「口を出す参加」や緑の募金制度などの「金を出す参加」また様々な森林計画へのパブリックコメントなど「知恵を出す参加」など多様な形で存在してきた。しかしながら後2者は、行政が用意した土俵に乗る形式になりがちで、政府と市民社会の間において原科幸彦が定義する「意味ある応答」<sup>44)</sup>がなされず、主体的市民参加・活動とはいいがたく、参

加の段階としても低位にとどまらざるを得なかった。

これに対して「口を出す参加」の代表である知床や白神山地における伐採反対や開発反対に象徴される「反対・抵抗・告発型」の市民運動は社会に大きな影響を与え、一定の成果を得た。しかしながら林業関係者や行政関係者といった他主体との関係は敵対的になりがちで、主体間の協働関係を構築し、森林の在り方についてガバナンスを構築することができず、その効果は原生的天然林の保護にとどまるという限界を有していた。

このような「反対・抵抗・告発型」運動の拡大要因であり、かつ桎梏となった要因はともに森林・林業に関わる問題や情報が十分に公開されず、何らかの対応策がとられるに際しても専門家集団(国や広域自治体の林野行政・林業研究機関・森林組合・林業関係者)のみの中で意思決定がなされ、そこでの合意形成から一般市民が排除されてきたことであろう。こうした問題の解決には環境社会学者宮内泰介のいう「有志」<sup>45)</sup>としての市民の自主的な参加を重んじること、また閉ざされた合意形成の仕組みを開くことにより市民社会の意志を反映させる仕組みを作ること、さらには森林保全に関わる諸主体間相互の信頼関係を醸成し、協働の取り組みを促進することが課題といえよう。

## 2 森林環境ガバナンス構築と森林ボランティア

前項にみるように森林環境ガバナンスの構築を目指すには、行政システムの変革はもちろんのこと、「反対・抵抗・告発」型の市民運動にとどまらない森林・林業分野における新しいタイプの市民活動の存在が必要といえる。それは、活動のカウンターパート(行政や林業関係者・農山村住民)の執行権限を基本的に認知し、場合によっては連携しつつ、共通目的達成のために参加・協働する形態の市民活動である。

大阪ボランティア協会の早瀬昇は、市民活動の一形態であるボランティア活動をかつては「善意」に基づきつつも社会科学的な認識が低い「社会奉仕」型活動と人権保障にむけて行政責任追及のための告発・問題提起を中心とした「社会運動」型活動に二極分化していたとし、それが生活公害などの自らの問題性を問う動きや行政責任を追求しにくい国際協力活動の広がりなどを背景に、「社会運動」型の活動家が告発運動にとどまらず代案の提示とその実践に取り組むことにより、両者の区別を乗り越えだしたことを指摘している。そしてそのことが「社会に働きかける開放性・社会性を持ちつつ、直接、汗を流す実践性も兼ね備えた

活動」すなわち「課題に即応するだけの自己完結的な「社会奉仕」型活動でも、問題提起を繰り返すだけで結局、行政に問題解決を依存する「社会運動」型活動でもない「新しいタイプの活動」を登場させた」としている<sup>6)</sup>。

こうした中で森林・林業分野における「新しいタイプの市民活動」として注目されるのが森林ボランティアである。林野庁によれば2008年時点で森林ボランティアは全国で1,863団体、1997年の調査開始から6.7倍に急増している<sup>7)</sup>。

森林ボランティアとは、『森林ボランティアの風』によれば「一般市民の参加により、造林、育林などの森林での作業（森林や林業に関する普及啓発活動として行うものを含む）をボランティアで行うもの」<sup>8)</sup>とされる。また『森の列島に暮らす—森林ボランティアからの政策提言』によれば「国有林・民有林を問わず、森林所有者と森林整備の方法について契約し、契約にもとづいて自主的に森林整備を進める市民と市民グループ」<sup>9)</sup>と定義されている。いずれにしても森林ボランティアとは行動形態だけをみれば、所有者あるいは直接的な利害関係者でない人々が、危機的な森林の状況に反応し、実際の森林管理に必要な作業に参加するという端的に言えば「足を運び、手を出す参加」と理解できる。

それでは森林ボランティアとは「林業労働力の安価な代替品」・早瀬のいう「社会奉仕」型活動なのだろうか。たしかに活動形態としてはそのようにみえる。しかし後述のように森林ボランティアに集う市民は様々な経験を経て、他の市民への普及啓発や地域産材利用運動、政策提言といった多様な市民活動への発展とそれに伴う多様な主体との協働関係の構築を通じて森林の保全管理に関わる市民社会形成へと向かい、「新しいタイプの市民活動」として拡大しつつある。本論では森林ボランティアを森林環境ガバナンス形成に資する市民社会を創出・強化しうる存在として評価し、その可能性についての考察を行うものである。

## II 森林環境ガバナンス構築のための諸条件

### 1 農山村と都市の多様な関係の再構築

第2次世界大戦後の木材生産偏重による急激な人工林増加は国内の原生的天然林や里山の減少を招き、生態系の多様性喪失の問題を生じさせたとして指弾されることが多い。さらには、こうした批判を受けつつも造成された人工林は手入れ不足となり、また人為によ

る定期的な攪乱により生態系が維持されてきた里山も遷移の進行に伴い希少種の減少を招くなど、人間と森林の関係の希薄化が招く森林の荒廃も生じている。しかしながら世界的な森林破壊の状況から考えれば効率的な木材生産による自給率の向上も求められる。わが国森林が抱える問題はこうした、時に相反する多様な課題を同時に解決しなければならないところに困難がある。これらの問題を戦後人工林造成過程からもう一度考えてみたい。

戦後人工林の造成過程は主として①第2次世界大戦時の乱伐跡地への造林、②燃料革命による経済価値の低下した雑木林・里山の林種転換、③奥地山岳の原生的天然林の林種転換に分けられよう。①については荒廃した国土の復旧に大きな役割を果たしており、その存在は重要である。②については、近代化の中での工業化や都市住民のライフスタイルの変化に農山村サイドが対応した結果であり、農林業関係者＝農山村住民のみに責任を帰すことはできない。③については、紙パルプ産業の技術革新による奥地天然林＝未利用資源の原料化や国策としてのその利用推進という背景はありつつも、多くの場合国有林に存在した再生困難な原生的天然林の破壊を許容してしまった点で、林業技術者・林学関係者の責任が問われねばならないと考えるが、基本的には社会の近代化に対応したものであったことは②と同様である。

このように戦後の人工林造成は功罪半ばするものであった。特に重要なのは主として②の問題である。すなわち日本の森林がたどってきた変化は、森林を直接的に利用してきた農山村住民と都市住民との関係の変化によってもたらされているということである。戦前までは木材・薪炭・有機農産物・山菜・薬品といった、森林を直接あるいは間接的に利用した多様な産品が農山村—都市間を流通することで、農山村住民が森林と多様な関係を築き、結果として人工林や雑木林などの多様な森林が存在していた。ところが戦後、復興期から高度経済成長期にかけての都市部の旺盛な木材需要と石油化学製品の流入が都市と農山村の関係を木材供給に一元化してしまった。それが農山村と森林の関係をモノカルチャー化させ、人工林造成が急速に広まった。その後、1960年の木材自由化<sup>10)</sup>が、木材供給という都市と農山村をつなぐ最後の糸を断ち切り、人工林の手入れすらままならないという今日の状況を生じさせたのである。

今日、求められていることは「人間と森林の多様な関係」の再構築である。そしてそれは、都市と農山村

の多様な関係すなわち「人間と人間の多様な関係」の再構築を通じてもたらされなければならない。いいかえれば、農山村と都市間の人間と人間の多様な関係の上に立った多様な森林づくりといえるだろう。ここにこそ森林・林業分野における市民活動の必要性があるのである。これらは森林を都市と農山村を結ぶ「新しいcommons」<sup>(40)</sup>と位置づけることといえるだろう。しかしながら、こうした農山村と都市あるいは人間と人間の関係性を再構築し、「新しいcommons」としての森林を創りだしていく作業は「口を出す」あるいは「金を出す」・「知恵を出す」という従来型の市民参加・市民活動「のみ」を繰り返してもできあがるものではない。市民あるいは都市住民が現実の森林に触れ、農山村住民との交流を伴う「手を出し、足を運ぶ参加」を通じた「体験学習」の中から生み出されてくるものではないだろうか。市民あるいは都市住民サイドの活動・森林ボランティアは、こうした方向への1つの手がかりになるものと位置づけられる。

## 2 地方分権的森林管理体制創出の必要性

さらに戦後の人工林造成は中央官庁からの中央主権的な指示に基づく「標準的」人工造林方法が造林補助制度を通じて、まさに上から指導され続けた結果、人工林自体も全国一律、画一的なものへと変貌を遂げてしまったことによる問題も存在する。

樹木の生長は、縦に伸びる伸長生長と横に太る肥大生長に大別され、伸長生長は土壌の肥沃度に左右され、肥大生長は光の多寡に左右される。木材としての特質は肥大生長の度合いによって左右される。近世までに形成された人工林・林業地においては、こうした樹木の特性を活かした地域毎の多様性が確保されていた。宮崎県の飢肥林業では、船材生産の特質から植栽本数は1,000本/haであり、林内照度の高さから下刈りの頻度は増すが、間伐は軽減されることとなる。これに対して奈良県の吉野林業では良質な木材生産が目標とされたことから、植栽本数は数万本/haに及び、下刈りは軽減されるが、頻繁な間伐を必要とする施業体系となっていた。同じスギを中心とした林業地であっても、地域の木材利用との関係からこれほどの差があったのである。第2次世界大戦後、復興資材あるいは産業資材としての木材の大量生産のみを目標として、短伐期・一般材生産を目的とした戦後人工林造成が開始される。そのために私有林への造林補助金制度が創設され、補助金支給のための条件として全国一律の一般材生産目的の施業体系が「上から」導入される

こととなる。造林補助を含む森林造成の制度は、中央官庁たる林野庁の指揮の下、中央集権的かつ効率的に進められた。その結果が、現在森林の41%を占める1,000万haの人工林の存在である。こうした中央集権的な人工林造成は、少なくとも当初の段階においては治山上大いに役立ち、また木材需給の点からも間違っただけではなかったであろう。しかしながら、経済復興のなかで木材輸入が自由化されていった中でも、人工林造成を惰性的に続けていった結果、各地で貴重な原生的天然林を伐採してまで人工林化を行い、自然保護の観点から指弾を浴びることとなった。さらには中央主権的な指導に基づく、一般材生産を目的とした施業が造林補助制度を通じて指導され続けた結果、かつては同一樹種といえども、全国レベルでみれば多様性を誇った人工林も全国一律、画一的なものへと変貌を遂げてしまった。天然林と人工林のバランスが崩れたことのみならず、地域ごとの木材利用と結びついた人工林の多様性を失わせた中央集権的かつ画一的な人工林造成もまた森林と人間の結びつきを大きく変容させた「近代化」政策として指摘されねばなるまい。

この反省に立てば、これからの森林管理の在り方は地域の自然的・社会的条件に合わせた地方分権的な管理が重要となろう。分権的な管理体制の創出とはすなわち、市民・住民の参加に基づく、下からの自治に他ならず、こうした点からも、森林ボランティアは参加と協働・分権に基づく森林環境ガバナンスの創出を目指す上での重要な市民側からの活動と位置づけられるのである。

## 3 市民主導の森林ボランティアへの転換

森林管理の分権への方向性と同様に、森林ボランティアの歴史も官主導の中央集権的なものから分権・参加型へと変化をみせている。

森林ボランティアは当初、国家による国民動員型の「官製」ボランティア活動として始まった。すなわち大正年間に始まる愛林運動と戦後その流れを汲んだ国土緑化運動である。これらは当時の文部省・農商務省・大日本山林会によって始められ、現在も全国植樹祭として引き継がれている。これらは森林・林業の重要性を広く一般に浸透させることを基本理念とするものの、あくまでも林業関係団体および中央官庁主導の中で開始された、国家の視点から緑化思想を浸透させるものであった<sup>(41)</sup>。

こうした国家行政レベルでの認識に対して、森林ボランティア活動は変容を遂げる。高度経済成長期以

降、官製ボランティアとは一線を画して森林に関わろうとする市民運動があった。それらは自然保護運動として、原生的天然林破壊などに対する「反対・抵抗・告発」型の運動を積み重ねてきた。その経験の中から行政の執行権限を基本的に認知し、場合によっては連携しつつ、共通の目的達成のために活動する形態の「新しいタイプの市民活動」としての森林ボランティア活動が登場してきたのである。その過渡期の象徴的なケースが、市民主導型の森林ボランティアの草分けである富山県の「草刈り十字軍」(1974年発足)である。これは、その活動動機こそ、森林開発公団による除草剤散布に反対する「反対・抵抗・告発」であったものの、単純な反対にとどまることをよしとせず、「足を運び、手を出す参加」がなされたものであった。その後1980年代半ばには、後述する東京を中心とした活動が、雪害を受けた森林の復旧や手入れ不足の人工林に対する活動として農山村との連携を目指した活動として登場し、現在森林ボランティア活動は、手入れ不足による人工林の荒廃や、燃料革命などによって放置された里山に対して、農山村サイドと協力して森林管理に参加しようとする「新しいタイプの市民活動」として主流となった。こうして政府と市民の関係は「上からの押しつけ」でなく参加・協働がキーワードとなった。1990年代以降、官製ボランティアとは別の流れから生まれ、成熟を遂げた市民活動としての森林ボランティアが行政や林業関係者などの他主体と協働を開始し、部分的ではあれ森林環境ガバナンス形成の芽が生じつつあるのである。

#### 4 「周辺」への再分配の必要性

ここまでみたように森林環境ガバナンスは地方分権的に構築される必要がある。しかしながら、地方分権とは地域ごとの意思決定を保証するものであって、財政を含め全てを「自助努力」において実施することを迫る「地方自治体の自立」とイコールではない。

「地方」と一括して呼び習わされる地方自治体には首都圏・京阪神などの「中心」的地域と「周辺」的地域である農山村部の双方が含まれている。ここでは「中心」と「周辺」を区別して考えることが必須である。

「周辺」である農山村における中心的な土地利用は農林業である。市場経済を前提とした発達した資本主義国であるわが国において、輸送の問題によって海外からの輸入に限界のある生鮮野菜などの品目や霜降り和牛のようなニッチ的需要に応える例外を除き、比較

劣位産業である農林業は衰退せざるを得ない。また、それに依拠した「周辺」地域の人口扶養力が縮減するのは当然である。こうした状況への歴史的対応として芹沢一也は「高度経済成長期に生じた都市と地方の格差を、自民党は「国土の均衡ある発展」というスローガンのもと、低生産部門への再分配によって平等化した。こうしたなかで公共事業や補助金が、雇用創出と所得下支えのための手段に転化します。またそれが自民党の支持基盤の強化につながったわけですね。要するに、自民党による利益誘導政治が、地域間格差を是正することによって、きわめて平等な社会をつくりだした。同時に政治腐敗の温床になった。」と述べている<sup>(12)</sup>。であればこそ1990年代以降、政治改革が進めば進むほど「周辺」への再分配は否定されることとなった。公共事業費はピーク時の1998年の14.9兆円から2007年には7.4兆円へと半減し<sup>(13)</sup>、地方交付税交付金は「三位一体の改革」の名の下に約5兆円が削減され、麻生内閣により生活防衛のためとして、1兆円がようやく増額された<sup>(14)</sup>。この間の「周辺」の衰退は目を覆わんばかりとなった。こうした状況下においても経済的厚生を増減を指標として国民経済を考える立場からは、さらなる都市への集住がベターとされる場合が多い。ニューケイジアンである飯田泰之は公共事業の再分配機能を認めつつも公共事業がなければ存続し得ない地域経済のあり方に疑問を呈し、東京圏・近畿圏のさらなる拡大、周辺部においても政令指定都市への人口の集中を提案している<sup>(15)</sup>。しかしながら飯田は同時に「経済学が技術にすぎない以上、どんな目標を設定するか学問的に答えることはできない。この目標の部分は経済学の論理の外から来るべき」であり「経済学者の仕事は「こういう社会にしたい」というオーダーを受け取り、そのオーダーが「可能かどうかを検証」し、さらには「効率的な目標達成手法を示す」こと」と述べ、目標設定は言論と政治の役割であるともしている<sup>(16)</sup>。

これまでみたように地方分権的な森林環境ガバナンスの達成には「周辺」・農山村地域の維持が不可欠であり、そのためには「中心」から「周辺」への再分配が欠かせない。そのためには「利益誘導政治が結果として地域間格差を是正」したのとは異なる言説に基づいて、かかる再分配への国民的合意がなされなければならない。こうした再分配を可能とする言説はヨーロッパにおける条件不利地域政策やそれを可能としたものと近似するものと筆者は考えているが<sup>(17)</sup>、こうした言説を広めていく主体の1つとして「周辺」にかか

わろうとする都市サイドからの市民活動があるのだと考えている。ナショナルな範囲における森林ボランティア活動の意義と役割はこうした点にあるといえるだろう。いずれにしても「中心」から「周辺」への再分配の視点を欠いた「地方の自立＝地方分権」との見方は、百害あって一利なしであることは強調しておきたい。

## 5 ガバナンス構築のための留意事項

以上のことをふまえ森林環境ガバナンスの確立には、第1に木材生産に偏重しない資源管理の総合性の確保、第2に最終的にはすべての人々に対して開かれるべきではあっても、当初の段階では問題に主体的に取り組む有志の人々を活かす仕組みが必要なこと、第3に森林に関わる意思決定は、ムラと森の関わりの中で形成される地域コミュニティレベルの問題・行政区画としての市町村レベル・都道府県レベルの問題・都市と農山村を結ぶ流域レベルのようにスケールに応じて重層的・入れ子状に対応が行われる仕組みを整備することが重要であること、第4に「中心」から「周辺」への再分配を可能とするための国家領域レベルでの言説・合意形成の取り組みが必要であること等が留意事項として挙げられる。次に、これらの事項と森林ボランティア活動の実態との関係を見ることとしよう。

## Ⅲ 森林ボランティア活動と多層な森林環境ガバナンス形成

### 1 多様な発展と全国ネットワークの形成

東京都西多摩地域では近世に育林生産が発達し、戦後は地利的な好条件から一気に人工林化が進展したものの現在、その荒廃が進展している。1986年には地域全体で30億円もの被害をだした大雪害が発生し、被害跡地の片づけや雪起こし、再造林などの森林ボランティア活動が始まり、現在の隆盛の嚆矢となった。1990年代初頭の時点で、西多摩の森林ボランティア団体には、現在みられる種々のタイプのほとんどが既に存在しており、西多摩は森林ボランティアのプロトタイプが叢生していた場所と位置づけられる<sup>(48)</sup>。こうした中で、西多摩の森林ボランティアは新しい展開を模索し始める。1つには活動方向の多様化、2つには多様な主体との全国ネットワーク化である。

活動方向の多様化の事例としては、「浜仲間の会」から始まった多様な発展がある。浜仲間の会は東京都教育委員会主催の林業体験学習事業「木と人のネット

ワーク」参加者が、大雪害に直面し、1987年に発足した。手入れ不足の私有人工林の管理作業を毎月1回、無報酬で行っている。こうした活動の積み重ねから、参加者内に異なった形で森林管理に参加したいという要望が現れる。例えば、ベテラン林業従事者から高度な林業技術を習うことを目的とする「林土戸」や植林から山づくりを行う「創夢舎」といった団体が緩やかな連携を保ちつつ独立していった。さらに参加者に森林ボランティアを繰り返す「のみ」では状況は改善しないとの認識が生まれ、より多くの人々への森林・林業問題に関する普及啓発活動の必要性が認識されるようになった。そうした認識から作業に参加できない人でも林業の現場に触れることを可能とする林業経営者との交流会「東京の林業家と語る会」(以下、「語る会」)を1993年に発足させ、西多摩地域の市町村を巡回しつつ、地元を代表する林業経営者を訪れ、見学・交流を続けてきた。さらに「語る会」を母胎として結成されたのが地産地消の住宅供給を行う「東京の木で家を造る会」(以下、「造る会」)である。「語る会」には建築関係者や快適な住まいづくり推進活動を行う市民団体など木材利用に強い関心を持つ都市住民が含まれていた。また林業サイドでは見学先経営者の他、地元林業経営者や製材業者の参加が通例であった。その結果、「語る会」を通じ、生産者と消費者の顔のみえる関係が形成され、木材の地産地消拡大の必要性についての合意が生まれた。1994年には勉強会が開始され、1996年「造る会」結成、2001年には事業協同組合化を達成した。「造る会」は、都市側の住宅建築予定者・ユーザー、工務店・設計事務所、農山村側は西多摩地域の林業経営者、製材業者により構成され、両者を取り持つコーディネーターは建築の専門知識を持つ林土戸の会員がその任にあっている。

「造る会」の地域に対するこだわりは「語る会」と同様に東京の文字が冠されている点に明確である。「造る会」は住宅建築という木材生産・流通・加工・消費という一連の流れの重要性に鑑み、地域林業生産活動や地域産材住宅の販売を活性化することにより、人工林を保全することが最終的に東京という1つの地域の関係者全体の利益につながるという基本的な認識に立つものである。軸組工法で西多摩産材を用いるという合意の下に、近年ではコンスタントに年間十数棟の建設が行われている。本来、素材供給サイドと加工・建築サイドは利害関係が相反する。「造る会」では、利害関係のない市民の仲介により利害関係の相反する主体同士が結びついた事例であり、協働関係の構

築における市民活動の役割として注目に値する。またこれらの活動に触発されて、全国に「近くの木で家を造る運動」が展開し、この全国運動の初代代表「造る会」から選出されていることも特筆すべきであろう。

多様な主体との全国ネットワーク化の事例は（特）森づくりフォーラムの誕生である。東京における主要な森林ボランティア団体「花咲き村」や「森林クラブ」を中心に、全国の市民団体とも協力し、理事に行政関係者や研究者・著名な林業家などを迎え、全国ネットワーク化を図って結成された同フォーラムでは、個々の団体では不可能な問題解決（森林ボランティア保険や政策提言など）に取り組むと同時に、行政（第1セクター）や林業関連業界（第2セクター）と拮抗しうる「市民社会」・「市民セクター」（第3セクター）創出を目指している。特筆すべきは、フォーラム内の森づくり政策市民研究会が策定し、2001年に上梓された『森の列島に暮らす—森林ボランティアからの政策提言—』である。この提言の1つの目玉は多様な人々の参画する市町村単位の地域森林委員会および流域森林委員会の設置であった。地域森林委員会の責務は森林計画の策定、地域内の専門家としての民有林版の「森林官」の設置、市民参加の調査に基づく「森林地図」の策定と管理放棄林の認定・整備の仕組みづくり、流域森林委員会の責務は流域全体の森林計画の策定・調整、森林をもたない都市の役割の明確化、都市住民参加の促進などであった。政策提言以降、全く同じものではないにしろ森林委員会の設置が現実のものとなりつつあり、同団体の力量の高さと先見の明を示している。例として長野県では地域住民や森林所有者ならびにそこでの森づくりに関わる人々（森林ボランティアなど）が主体的に森林整備を行うための組織としての地域森林委員会が長野県ふるさと森林づくり条例に基づいて設置できることになった。また大阪府では、大阪府森づくり推進ガイドラインの趣旨に沿って、府内各地で地域の環境にあわせた森づくり活動を実施するために地区レベルで、大阪府、市町村、森林組合、NPO、地域住民などから構成される森づくりサポート協議会が設置され、森づくり活動を支援している。愛知県豊田市では、広域合併に伴って広大な森林が市域に編入されたことに伴い、NPO・学識経験者・森林関係者などからなる「とよた森づくり委員会」が設置され、「森林保全・活用条例」と「もりづくり百年計画」の策定が進められている。聞き取りでは豊田市の担当者は、同市の取り組みは先の政策提言に啓発されたものであると述べている。

以上のように東京で始まった森林ボランティア活動は、市民活動の多様な発展と高度化・全国ネットワークの形成といった市民社会の形成を示すものと位置づけられる。

## 2 流域単位の協働関係形成へ向けた取り組み

先述の豊田市を含む愛知県矢作川流域では森林ボランティアから派生した、より多くの市民を巻き込むことのできる活動が、流域という自然資源管理の1つの単位を強く意識した形で始められている。それが「森の健康診断」である。森の健康診断は矢作川流域の森林ボランティアのネットワーク「矢作川水系森林ボランティア協議会」（以下、「矢森協」）の呼びかけで市民による大規模な放置人工林の実態調査を行うもので、2005年6月に第1回が実施され、150人を超える参加者が106箇所を相対幹距比、植物被覆度、植生・土壌調査などの科学的な調査を実施し、データ解析は東京大学愛知演習林などの協力に基づいて行われた。その結果、これまで感覚的にいわれていた手入れ不足の過密林分が73%を占めることなどを明らかにした。森の健康診断は、2008年朝日新聞社「明日への環境賞」を受賞するなど高い評価を受け、また実践を容易にするための詳細なマニュアルと簡易な用具という工夫も相まって、県内他流域のみならず、熊本県・愛媛県、三重県、滋賀県などでも実践されるなど急速に広がりをみせている。森の健康診断実行委員会代表の丹羽健司氏は、その著書において、一般的にいわれる「森林ボランティア」は「森林作業ボランティア」であり、あたかも森林管理作業を担っているような印象を与える。しかし、森林管理の長期間におよぶ多大な作業量を考えれば、作業奉仕はその一部を担うだけであり「森林作業ボランティア」がそのすべてを担うことは不可能である。すなわち、ここでの「森林ボランティア＝森林作業ボランティア」とは、森林管理作業体験を通じて森林管理の必要性を多くの市民に普及するものであり、その結果として林業現場の低位な労働条件の底上げを実現することが重要な役割であるとしている。また、このような意味においては、現状把握すら十分に行われていない森林の調査に参加し、森林管理作業の緊急性・必要性、それを支える林業者の重要性を訴えていくことがもう1つの「森林ボランティア」活動であり、その実践が「森の健康診断」なのであるとしている<sup>(49)</sup>。このような基本認識に基づき、森林作業ボランティア実践者の呼びかけにより始まった「もう1つの森林ボランティア」、すなわち森林管理作業

への参加に限定されない、幅広い市民参加と科学的な調査の融合が森の健康診断なのである。

活動の呼びかけを行った「矢森協」の名称は、同流域の水質保全に多大な貢献を行った漁業者による矢作川沿岸水質保全対策協議会（「矢水協」と略される）への敬意を示すものであり、同流域における市民活動の経験の蓄積が伺える<sup>(20)</sup>。「矢森協」は流域内の7つの森林ボランティア団体から構成されており、個々の団体は森林管理作業ボランティアを実践しつつ、大規模な運動は「矢森協」で行うとの役割分担がなされている。先述のように「矢森協」において森林ボランティアは森林管理の担い手とは捉えられておらず、山作りの楽しみ・大切さを都市住民に伝えること、森林を受け継いだものものどうしたらいいかわからなくなってしまっている「素人山主」がボランティアとともに山仕事を学ぶ場を提供し、そして本来の山の守り手であるプロフェッショナルの応援団となることが目指されている。そうした「矢森協」がより多くの市民を巻き込んで行うべきこととして選択したのが森の健康診断だったのである。丹羽氏への聞き取りでは、森づくりフォーラムの政策提言において示された「森林地図づくり」が活動の1つのヒントになったと述べておられ、森林ボランティアの実践が、更なる展開方向として同様の方策へ向かうことを示しており興味深い。

森の健康診断は市民ボランティアのみの力で実現したのではなく、地元行政や林業関係者、研究機関との協働に基づいて実施されている。この実践の中で「矢森協」と豊田市はインフォーマルなネットワークを形成すると同時に、フォーマルな制度としての「とよた森づくり委員会」メンバーに「矢森協」・森の健康診断関係者も参加している。こうしたネットワークの形成と協働による調査データに基づいて、合併によって矢作川流域の大半をしめるに至った豊田市の「とよた森づくり委員会」が地域の森林管理に関わる意思決定を行っていこうとする仕組みは森林環境ガバナンス構築の1つのモデルとして高く評価できよう。また「矢森協」は、海までを含んだ環境保全活動である伊勢・三河湾流域ネットワークとも連携を図っており、木材生産にとどまらない総合的な自然資源管理を指向するものとなっている。

### 3 コミュニティレベルでの丸ごとの関係づくり

和歌山県九度山町久保地区では、大阪を本拠とする日本森林ボランティア協会による活動が「森林ボランティアから地域ボランティアへ」をキーワードに展開

されている。同地区は、3つの集落から形成され、人口は50名に満たず、地域のシンボリック存在だった小学校は2006年に休校となった典型的な過疎地区である。活動の発端は、1998年、同地区で炭焼き・林業を営む両親を補助してくれるボランティアを求める照会が和歌山県の林務課宛になされ、同課の問い合わせに応えた日本森林ボランティア協会が林業体験の一環として会員向けに炭焼きボランティアを募集し、炭焼き作業補助受託を始めたことによる。その後、炭焼き作業体験の他、毎月複数回森林管理作業を行うまでになった。さらに、この間の地域住民との交流を通じて、森林ボランティア活動参加者の関心は森林から「森林とともに暮らしている地域コミュニティ」へと広がりを見せていった。2001年には森林管理作業に加え、地区内休耕地において炭や木酢液を用いた有機農産物の生産が始まり、さらには地区住民の伝統的地域維持活動であった「道普請」（地区内町道の草刈り・清掃）への参加や地区のシンボルたる小学校の整備・維持活動への協力といった活動が開始されることとなった。特に後者の活動は、注目に値する。こうした地域資源維持・管理のための活動は、まさしく地域資源維持管理のための活動であると同時に、地域コミュニティを再強化する機能を持つものである。そうした活動への参加は過疎のため難しくなった地域資源維持・管理作業への協力という意味だけではなく、都会からのボランティアが地域コミュニティの準メンバーとして受け入れられていくことを同時に意味している。2002年には児童の減少により開催が危ぶまれた同地区小学校運動会へ地域ボランティア参加者が自らの子弟を伴って準備段階から参加し、開催を実現した。また2003年には集落水道の水源維持作業への協力また小学校児童が日本森林ボランティア協会の活動へ参加を始め、交流が双方向化した。2004年には小学校の総合学習への協力並びに卒業アルバム制作の請負を開始、2005年には交流事業をかねて宿泊森林体験教室「森の学舎」開始、2006年には閉校となる小学校最後の卒業式に地域ボランティアが招かれ、その後小学校運動会の代替として行われるようになった地区行事としての敬老会への参加・共催といったように、まさに地区の準メンバーとして多彩な活動を続けている。こうした活動が地元行政の信頼を勝ち得、2008年には町役場・地元林業研究グループ・日本森林ボランティア協会の3者からなる森おこし町おこしを目的とした「九度山町森づくり町づくり実行委員会」が組織され、廃校となった小学校と町有林を利用し、町おこしを検討・実現していく体



制が整えられた。同委員会の代表を日本森林ボランティア協会の代表が務めていることも地域からの信頼の篤さを物語るものであろう。

以上のように九度山町における森林ボランティア活動は地域コミュニティの抱える課題を受けとめ、地域との合意の上で解決に向けて協働することのできる地域ボランティアへと移行し、そうした活動の積み重ねから得られた信頼関係（ソーシャルキャピタル）を原資として、町行政にも認められたオフィシャルな合意形成・活動実践の場を得るに至っており、コミュニティレベルから基礎自治体レベルでの森林環境ガバナンスを形成しつつある事例と位置づけられる。

以上のように森林ボランティア活動の発展は、都市住民の有志の活動に端を発し、カウンターパートとしての農山村住民・地域コミュニティとの関係性を構築することで活動を継続し、さらには行政など他の社会セクターとも協働関係を結びつつある。また活動の目的も木材生産用の人工林の管理水準向上にとどまらず地産地消などのライフスタイルの転換や海までも含んだ流域保全の取り組み・農山村地域住民の生活を取り巻くすべての地域資源へと目を向けるなど資源管理の総合性へと向かっている。また活動の空間も、地域コミュニティレベルから全国レベルまでの多様で入れ子状の空間を舞台に展開している。これらのことから森林ボランティア活動が、森林環境ガバナンス形成のゆりかごとして機能しつつあることが読み取れよう。

#### IV 森林環境ガバナンスの構築にむけて

##### 1 「市民」とは誰か？

森林環境ガバナンスは、森林ボランティアに典型的にみられる都市と農山村の協働に基づき、森林を「新しいコモンズ」としての位置づけることによって構築しうるものであり、さらなる発展に向けては、都市と農山村の協働関係の発展のための条件を検討することが不可欠である。

森林ボランティアを含むいわゆる市民活動の多くは都市生活者の活動であり、農山村における地域おこしに代表される地域住民の運動とは必ずしもイコールではない。こうした都市生活者としての「市民」の役割は社会的共通資本あるいは「新しいコモンズ」としての役割を強めつつある森林の適正管理のあり方を市民の目から検討し、今後構築されるべき森林環境ガバナンスに市民的公共性を付与するための存在と位置づけられる。しかしながら都市生活者の森林に対する関心

や知識の習熟度は多様であり、また森林・林業に関わる市民活動の形態もまた多様である。林業を自然破壊と捉えてきた従来型の自然保護運動にしても森林・林業に関わる市民社会の意見の一部であることは間違いないのである。とはいえ、わが国の森林の多くは農山村における生活・生産活動との関連の中で維持されてきたものであり、そうした視点を欠いた都市生活者の意見が強くなりすぎれば森林環境ガバナンスが都市サイドの見解に偏ったいびつなものにならざるを得なくなるという懸念がある。

鬼頭秀一は「市民」は往々にして「よそ者」であり、環境保全などの局面で地元住民との間で起こるトラブルについて「よそ者」が農山村地域に「棲みなおす」主体であり、「棲みなおす」主体に必要なのは「よそ者としての何らかの仁義であり、また、現在そこに住む人たちを、生活の視線で深く理解しようとする眼差しである」としている。さらに「もちろん地域社会も変わっているし、変わらなくてはならないだろう。多様な価値意識を持った構成員をかかえて、価値判断をし、意思決定をしていくためには、いままでにない社会的装置が必要であろう。その時に必要なものとして、民主的・市民的価値があるべきだということは、それなりに説得力がある。ただその主体となるべき「市民」はばらばらな近代的個人ではなく、地域の中で「棲みなおし」、地域への深い理解の眼差しと、地域社会の中で「つながろう」とする意識を持った、新しい概念の市民ではないだろうか」としている<sup>(2)</sup>。森林・林業に関わる「市民」とは単なる都市生活者の集団でなく、「地域への深い理解の眼差しと、地域社会の中で「つながろう」とする意識を持った都市住民と地域の中で「変わろうとする」農山村地域住民から構成される「新しい概念の市民」でなければならない。

##### 2 森に対するまなざしの共有

内山節はドイツ林学の日本における受容過程にふれながら「村人にとっては、林学・林業的視点は、中央から提起された、うまく説明された外来思想にすぎず、自分たちの暮らす風土や精神風土から生まれたものではなかったのである。この問題が、林業が経済的に苦しくなったとき、山村の人々の多くがたちまち林業離れをおこしていく背景にあったと私は思っている。さて、このようなことを述べたのは、同じような問題を、今日の日本の森林ボランティアの活動は、かかえているのではないかという気が私にはするからである。」と述べている。内山は森林ボランティア・市

民活動がテーマ=ミッションの達成を結合原理とするアソシエーション活動であることに鑑み、森林ボランティアのテーマ=ミッションは森林の健全な保全・林業の維持であり、このテーマを共有できる「林業家であり、地域では大山林所有者」のみが初期の森林ボランティアを支えた農山村側のカウンターパートであったことを指摘している。また、そのことがこうしたテーマを「外来思想」と捉え「村、集落といったローカルな世界の持続や、この世界と自分との関係が中心にあり、それとのかかわりにおいて、森林というテーマについても考える」「平均的な村の人たち」と森林ボランティアの間に「発想のくい違い」を生じさせ、連携が希望どおりには進まなかったことを指摘している。その上で森林ボランティアについて「都市と山村の連帯によって森を守る時代をつくりだすことが、この活動の目標である。そしてそのために、森林とかかわる営みを共有することが、森林ボランティアの出発点にある。ところが、都市と山村の連帯をつくりだすうえでは、森に対するまなざしの共有が必要になる。それがなければ、都市と山村の連帯は「有効性」においてしか実現されず、有効性が低ければ、たちまち継続性を失ってしまうだろう」とし「都市と山村の人々の間で、森をみるまなざしが違っていけば、森とかかわる論理が、都市の論理、山村の論理というように、つねにくい違いをみせることになる。そしてこのくい違いがあるかぎり、都市の人々と山村の人々は、本当には森林を共有できないことになってしまう。とすると、この問題を解決するにはどうすればよいのか。私にはそれは、森林ボランティアが、山村の人々の森林に対する論理の理解者になることによってしか、解決できない問題であるように思える。日本の森林をめぐる条件下では、山村の人々が森を守る中心にならざるをえない以上、都市的な論理が森林と人間との関係の軸に座することはできないのである」としている<sup>(22)</sup>。内山の視点は森林を都市と農山村双方にとっての「新しいコモンズ」と位置づける筆者の発想と共通であり、主として都市生活者の運動である森林ボランティアのさらなる発展を阻む弱点を的確に捉えている。「林業支援」のみでは「平均的な村人」とのまなざしの共有ができないとの指摘に鑑みれば、九度山町の活動にみるように、森林ボランティアが「農山村の論理の理解者」であることを強く意識する事例が現れていることなど、森林ボランティアを通じた「新しいコモンズ」の形成に向けての経験の蓄積が進みつつあるといえるだろう。

### 3 発言権の強弱と4つのセクターの協働

井上 真は森林の「協治」を提唱し、そこでのキー概念としての「かかわり主義」を掲げている<sup>(23)</sup>。かかわり主義とは「なるべく多様な関係者を地域森林協治の主体とした上で、かかわりの深さに応じた発言権、決定権を認めようとする理念」である。井上のいう協治=森林環境ガバナンス構築のためには、すべての人に開かれた意思決定が重要である。しかしながら都市住民と農山村住民（都市住民間にも）では、鬼頭や内山のいうように森林との関係性に差異・濃淡が存在し、かかわり主義の理念にたてば、そこでの発言権や決定権には相違があってしかるべきである。

また、これまでガバナンス形成にかかわる多様なセクターの協働関係を論じる際には、第1セクターとしての政府、第2セクターとしての企業・市場、第3セクターとしての市民社会相互の関係を論じることが一般的であった。しかしながら、これまでみてきたように森林ボランティアと森林の立地する農山村地域コミュニティはともに市民社会を構成するものと位置づけられるが、やはりひとくりに扱うことは適切ではあるまい。すなわち任意の加入脱退が可能なアソシエーションあるいはゲゼルシャフト的集団としてのNPO（森林ボランティア団体等）と地域に暮らし、その地域の運営に一義的に関わらざるを得ないゲマインシャフト的地縁コミュニティを区別しつつ、その関係性の在り方こそが検討されなければならない。

澤井安勇はスウェーデンの政治学者ベストフの福祉モデルを参考に、アソシエーション（NPOなどの任意参加型第3セクター）を媒介として、第1セクターとしての政府と第2セクターとしての市場・企業と第4セクターとしての地縁コミュニティを結びつける「ソーシャルガバナンス」<sup>(24)</sup>を提案しており、その視点には大いに首肯できる。本論では触れることはできなかったが、企業の社会貢献活動としての森林保全への取り組みも盛り上がりを見せており<sup>(25)</sup>、政府の取り組みと併せて、今後の森林環境ガバナンス形成に向けて見逃せない存在感を持ちつつある。

以上のことから、森林環境ガバナンスは、都市と農山村あるいはアソシエーションな市民活動（NPOなど）とリージョナルな地縁組織の関係性の再構築を基軸として、企業や行政をあわせた4つのセクターの協働関係の中で構築されるべきものといえるだろう。

### 4 制度設計についての付言

以上のことを前提に森林環境ガバナンス構築のため

の制度設計にかかわる事項に若干触れておきたい。

第1に地方分権的な森林環境ガバナンスと対立せざるを得ない、森林・林業基本計画に始まるトップダウン型の森林計画制度の変更が必要である。地域の自主性を重んじる積み上げ型への変化が必要となる。

第2には森林の機能別ゾーニングの目標林型別ゾーニングへの変更である。現在のゾーニングは機能別のものだがゆえ、具体的にどのような森林を目指すべきなのかが明らかでない。目標林型の概念などを用いて、目指すべき具体的な森林の像をしめすゾーニングに切り替えることが必要であろう。目指すべき森林の像が明らかとなつて、初めてどのような施業が必要かが確定するのである。森林の荒廃がいわれて久しいが、何をもちて荒廃と定義づけるかすら、はっきりしない現状も改善しう。

第3には、目標林型を含めた地域ごとの意思決定を行う森林委員会の構築である。委員会はモデル的には先述の4つのセクターから構成されることとなろう。また入れ子状の意思決定の必要性から、委員会自体も地域コミュニティ・基礎自治体・流域・都道府県と入れ子状につくられる必要がある。こうした提案は先述の森づくりフォーラムからの政策提言に含まれており、一部自治体では取り入れられつつある。

第4には、こうした意思決定を支援するための「専門家」の再配置の必要性である。柿澤は市町村森林計画策定が形骸化に専門家の不足が影響していることを指摘している<sup>(26)</sup>。ここでは柿澤の指摘に従い広域連合制度を用いる形などが構築されなければならない。

第5にこれは大前提であるが、これらを実現しうる「中央」から「周辺」への再分配としての予算措置が絶対条件であり、地域の「自己責任」ではあり得ない。

## V おわりに

最後になるが、森林ボランティアに代表される「市民」は、「次代の生産力の担い手」ではない。森林への社会からの期待が多様となり、またそれにかかわる人々も多様化した時代における森林管理は地域ごとにアダプティブ（適応的）に行われざるを得ない。その点から森林管理に単一の「担い手」が指定できる時代ではない。また森林管理作業主体としてみても「市民」はそう大きな面積の森林を管理する主体とはなり得ないだろう。むしろ「市民」への期待はアダプティブな森林管理の中に新しい価値観を持ち込み、森林保全にかかわる具体的な活動に参加し、多様な主体の協

働に基づく意思決定に参画し、なされた意思決定に正当性を与え、その成果をモニターする有志として存在することにある。自ら論じておきながらあまりにも重い期待を「市民」は背負わされているものだと感じざるを得ない。また、全ての役割を期待通り果たすことは極めて困難でもあろう。しかし森林環境ガバナンス形成とは、そうした方向へむけて踏み出すことを意味するものなのである。

## 付 記

本稿は室田 武編著『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房(2009年刊)所収の拙稿「森林ボランティアにみる環境ガバナンス」を加筆・修正し、森林環境ガバナンス構築のための制度設計にかかわる事項を含めて森林ボランティアの可能性に注目して再構成したものである。

## 注および引用文献

- (1) 松下和夫, 大野智彦『環境ガバナンス論の新展開』松下和夫編著『環境ガバナンス論』京都大学出版会, 2007年, 4~5頁
- (2) 林野庁ホームページ 各種施業紹介より アクセス日 2009年5月31日 <http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/sesakusyokai/ryuiki/ryuikitop.html>
- (3) 柿澤宏昭「地域における森林政策の主体をどう考えるか—市町村レベルを中心にして—」『林業経済研究』Vol. 50(1), 2004年, 4~5頁
- (4) 原科幸彦「公共計画における参加の課題」原科幸彦編『市民参加と合意形成 都市と環境の計画づくり』学芸出版社, 2005年, 34~36頁
- (5) 宮内泰介「環境自治の仕組みづくり—正統性を組みなおす—」『環境社会学研究』Vol. 7, 2001年, 56~71頁
- (6) 早瀬 昇「変わりをはじめたボランティア」『窓』Vol. 20, 1994年18~24頁
- (7) 林野庁ホームページ森林ボランティア支援室より アクセス日 2009年5月31日 <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/volunteer/con1.htm>
- (8) 日本林業調査会「森林ボランティアの動向」日本林業調査会編『森林ボランティアの風—新たなネットワークづくりに向けて—』日本林業調査会, 1998年, 14頁
- (9) 内山 節, 緒方秀行, 真田 勉, 山本信次「広がる森林ボランティア」内山 節編『森の列島に暮らす—森林ボランティアからの政策提言—』コモンズ, 2001年, 19頁
- (10) ここでの「新しいコモンズ」とは三俣ら(三俣 学, 森元早苗・室田 武「コモンズの再生・創造に向けて」三俣 学, 森元早苗・室田 武編『コモンズ研究のフロンティア—山川草木の共的世界』東京大学出版, 2008年, 201~220頁)の指摘する地域共同体メンバー以外の関係者に対しても関与を認める「開いたコモンズ」

であり、また鈴木龍也（鈴木龍也「コモンズとしての入会」鈴木龍也、富野暉一郎編『コモンズ論再考』晃洋書房、2006年、234～235頁）の指摘する「地域における公共的な土地利用秩序」としての「広義のコモンズ」の双方に当たるものである。さらに北尾（北尾邦伸『森林社会デザイン学第3版』日本林業調査会、2009年、288頁）は農林業・農山村・自然を都市を含んだ地域社会のローカル・コモンズと位置づけており、筆者の認識とほぼ共通のものである。また本論後段で詳述したとおり、これらは空間スケール、主体間の関係によって特定・具体的な森林の保全を行うか、広域レベルでの土地利用秩序の形成に資するかによって微妙に異なるものとなるが、本論ではこれらを総括して「新しいコモンズ」という言葉としておきたい。

- (11) 佐藤岳晴「森林ボランティアと支援政策」山本信次編『森林ボランティア論』日本林業調査会、2003年、31～40頁
- (12) 飯田泰之、芹沢一也「議論の前に」芹沢一也、荻上チキ編『経済成長って何で必要なんだろう？』光文社、2009年、41～42頁
- (13) 財務省ホームページ パンフレット「日本の財政を考える 平成20年9月」より アクセス日 2009年11月4日 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/sy014/sy014s.htm>
- (14) asahi.com（朝日新聞社）アクセス日 2009年11月4日 <http://www.asahi.com/politics/update/1013/TKY200910130287.html>
- (15) 湯浅 誠、飯田泰之「何が貧困を救うのか」芹沢一也、荻上チキ編『経済成長って何で必要なんだろう？』光文社、2009年、188～190頁
- (16) 飯田泰之、芹沢一也、荻上チキ「議論を終えて」芹沢一也、荻上チキ編『経済成長って何で必要なんだろう？』光文社、2009年、239～240頁ならびに飯田泰之、雨宮処凛『脱貧困の経済学』自由国民社、2009年、237頁
- (17) 条件不利地域対策に関して、十分に触れることができないが、永田恵十郎『地域資源の国民的利用』農山漁村文化協会、1988年や石井 寛、神沼公三郎編『ヨーロッパの森林管理国を超えて・自立する地域へ』日本林業調査会、2005年等に詳しい。
- (18) 山本信次「森林ボランティアにみる環境ガバナンス」室田 武編『グローバル時代のローカルコモンズ』ミネルヴァ書房、2009年、111頁
- (19) 丹羽健司「「森の健康診断」の可能性」蔵治光一郎、洲崎澄子、丹羽健司編『森の健康診断』築地書館、2006年、32～47頁
- (20) 古川 彰「環境化と流域社会の変容—愛知県矢作川の河川保全運動を事例に」『林業経済研究』Vol. 51(1), 2005年、39～49頁に詳しい。
- (21) 鬼頭秀一「「環境を守る」とはどういうことか—そして、だれがそれを担うのか」鬼頭秀一編『環境の豊かさを求めて』昭和堂、1999年、18～20頁
- (22) 内山 節「森林ボランティアの可能性と課題」山本信次編『森林ボランティア論』日本林業調査会、2003年、183～206頁
- (23) 井上 真『コモンズの思想を求めて』岩波書店、2004年、142～144頁
- (24) 澤井安勇「ソーシャル・ガバナンスの概念とその成立条件」神野直彦、澤井安勇編『ソーシャルガバナンス』東洋経済新報社、2004年、48～51頁
- (25) 林野庁ホームページ「「企業の森林整備活動に関する検討会」の概要について」アクセス日 2008年9月28日 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/h18-3gatu/0313dai2kaikigyou.html>
- (26) 前掲(3)

(2009年11月9日受付、2009年12月15日受理)